

# 国内募集型企画旅行条件書

## (旅行取引条件説明書)

### 1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書面」及び同法 第12条の5に定める「契約書面」の一部となります。

### 2. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、(株)キャラバントラベル(以下「当社」といいます。)が旅行者の募集のためにあらかじめ、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内容、並びに旅行者が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。
- (2) 旅行契約の内容・条件は、募集型企画旅行の募集広告・パンフレット(以下「募集広告等」といいます)旅行条件書、ご出発前にお渡しする確定書面(以下「最終旅行日程表」といいます)及び当社旅行業約款の募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます)等によります。
- (3) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

### 3. 旅行のお申し込み

- (1) 当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、下記申込金を添えてお申し込みいただきます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り戻します。
- (2) 当社は電話、郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申込みを受け付けることがあります。この場合、予約の時点で契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して、3日以内に申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込書の提出と申込金の支払いがなされない場合、当社はお申し込みがなかったものとして取り扱います。(ご出発まで一定以上の日数がない場合、お電話でのお申し込みをお断りさせていただくことがあります。)
- (3) 申込金  
申込金は「お支払い対象旅行代金」、「取消料」、「違約金」のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。また第6項に定めた旅行契約成立前に、お客様がお申し込みを撤回されたときは、お預りしている申込金を全額払い戻します。

旅行代金の額	2万円未満	5万円未満
お申込金	5,000円以上 旅行代金まで	10,000円以上 旅行代金まで
旅行代金の額	10万円未満	10万円以上
お申込金	20,000円以上 旅行代金まで	代金の20%以上 旅行代金まで

※ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレットに定めるところによります。また、ローンをご利用の場合は異なることがあります。

※上記表内の「旅行代金」とは、第9項の「お支払い対象旅行代金」をいいます。

- (4) お申込みの段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちに出来ない場合は、当社は、お客様の承諾を得てお客様をキャンセル待ちのお客様として登録し、予約可能となるよう、手配努力をすることがあります。この場合でも当社は申込金を申し受けます。ただし当社が予約可能となった旨を通知する前にお客様よりキャンセル待ち登録の解除のお申し出があった場合、又は結果として予約できなかった場合は、当社は当該申込金を全部払い戻します。

### 4. 団体・グループ契約

- (1) 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者(以下「契約責任者」といいます。)を定めて申し込んだ募集型企画旅行契約の締結については、本項の規定を適用します。
- (2) 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者(以下「構成者」といいます。)の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者と間で行います。
- (3) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出していただきます。
- (4) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (5) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

### 5. 申込条件

- (1) お申し込み時点で20歳未満の方は、保護者の同意書が必要です。また旅行開始時点で15歳未満の方は、保護者の同行が必要です。
- (2) 特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (3) 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方などで、特別な配慮を必要とする方は、その旨旅行のお申し込み時にお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲でこれに応じますが、医師の健康診断書を提出していただく場合もあります。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のため介助者・同伴者の同行などを条件とさせていただく、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。

- (4) お客様のお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担とさせていただきます。
- (5) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施を図るため必要な措置をとらせていただきます。これにかかるとの費用はお客様の負担となります。
- (6) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、当社が手配旅行契約で別途料金をお支払いいただく条件でお受けすることもあります。
- (7) お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨及び復帰の有無、復帰の予定日時等の連絡が必要となります。
- (8) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は募集型企画旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合には、ご参加をお断りする場合があります。
- (9) 日本以外の国轄をお持ちのお客様は別途の手続・手配が必要となる場合があります。必ずお申し込み時にお申し出ください。
- (10) その他当社らの業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

### 6. お客様との契約の成立時期

- (1) 第3項(1)及び(2)の電話による旅行契約のお申し込みの場合、旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、申込金の受理をしたときに成立いたします。
- (2) 第3項(2)の郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約のお申し込みの場合、旅行契約は、申込金のお支払い後、当社がお客様との旅行契約の締結を承諾する通知を出したときに成立いたします。
- (3) 第3項(4)の場合で、キャンセル待ちのコースの契約成立は、お客様から当該申し込みの撤回のご連絡がなく、かつ当社らが、予約可能となった旨の通知を行ったときに成立するものとします。この場合、当社が既に予約していた代金は、この時点で正式に受理したものとみなします。
- (4) 当社指定の銀行口座への旅行代金の振り込みがあった場合には、当社の領収書は銀行の発行する振込金受領書をもって代えさせていただきます。

### 7. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- (1) 当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡します。契約書面はパンフレット、本旅行条件書等により構成されます。
- (2) 本項(1)の契約書面を補充する書面として、当社はお客様に、集合時刻、場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終日程表を遅くとも旅行開始日の前日までににお渡します。ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡することがあります。またお渡し日前であってもお問い合わせいただければ当社は手配状況についてご説明いたします。

### 8. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日以降にお申込の場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までににお支払いいただきます。

### 9. お支払い対象旅行代金

「お支払い対象旅行代金」とは、募集広告等に「旅行代金として表示した金額」及び「追加代金」として表示した金額(内訳は第12項に定めます)の合計金額をいいます。尚、「旅行代金として表示した金額」が第2項の「申込金」、第17項の(1)①の「取消料」、第25項の「変更補償金」の額の算出の基準となります。

### 10. 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道運送機関の運賃。(等級の選択ができるコースと特定の等級を利用するコースとがあり、パンフレットに明示します。)
- (2) 旅行日程に含まれる送迎バス等の料金。(空港・駅・埠頭と宿泊場所/旅行日程に「お客様負担」と表示してある場合を除く)
- (3) 旅行日程に明示した観光料金(バス料金・ガイド料金・入場料等)。
- (4) 旅行日程に明示した宿泊の料金及び税・サービス料金。(パンフレット等に特に別途の配慮がない限り2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします。)
- (5) 旅行日程に明示した食事の料金及び税・サービス料金。
- (6) 手荷物の運送料金(お1人様スーツケース1個の手荷物運搬料金(航空機で運搬の場合はお1人様20kg以内が原則)となっておりますが、ご利用等級や方面によって異なりますので詳しくは係員におたずね下さい。又一部の空港・駅・港・ホテルではポーターがいらない等の理由により、お客様ご自身に運搬していただく場合があります。)
- (7) 添乗員同行コースの同行費用

### 11. 旅行代金に含まれないもの

- 前第10項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。
- (1) 超過手荷物料金(特定の重量・容量・個数を超える分)。
  - (2) クリーニング代、電報電話(Eメールやファクシミリを含む)料、ホテルのボーイ、メイド、ポーター等に対する心付けその他追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴うサービス料。
  - (3) 傷害、疾病に関する医療費。
  - (4) ご希望者のみ参加されるオプションツアーの料金。
  - (5) 日本国内における空港施設使用料、空港税など。
  - (6) 本邦内における自宅から発着空港集合・解散地点迄の交通費及び旅行開始日の前日、旅行終了日の当日等の宿泊費。
  - (7) その他募集広告内で〇〇料金と称するもの。

### 12. 追加代金及び割引代金

- (1) 第9項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ「旅行代金」の中に入れて表示した場合を除きます。)

- ア. お1人部屋を使用される場合の追加代金。
- イ. ホテルまたは部屋タイプのグレードアップのための追加代金ウ. 「食事なし」コース等を基本とする「食事付き」コース等との差額代金。
- エ. ホテルの宿泊延長のための追加代金。
- オ. 航空会社指定ご希望をお受けした場合の追加代金。
- カ. 航空座席のクラス変更を要する運賃差額。
- キ. その他パンフレット等で「×××追加代金」と称するもの。

### 13. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである事由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

### 14. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金の額の変更は一切いたしません。

- (1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
- (2) 当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされたときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- (3) 旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
- (4) 第11項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加したときはサービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
- (5) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

### 15. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲渡することができます。但しこの場合、お客様は所定の用紙に所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料として11000円(税込)、及び必要に応じて手数料をいただきます。また契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があったときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継することになります。なお、お客様が交替をお断りする場合があります。

### 16. 旅行契約の解除・払い戻し

#### (1) 旅行開始前の解除

##### ① お客様の解除権

ア. お客様は次に定める取消料をお支払い頂くことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。契約解除のお申し出は、当社の営業時間内にお受けします。また、次の表中の旅行代金とは第9項の「お支払い対象旅行代金」のことをいいます。尚、複数人のご参加で一部のお客様が契約を解除される場合は、ご参加のお客様から運送・宿泊機関等の(1台・1室あたり)のご利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。

イ. お客様は次の項目に該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除できます。

第14項に基づき、旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第25項別表左側に掲げるもの、その他の重要なものである場合に限りです。

第15項(1)に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき。天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は、不可能になるおそれがきわめて大きいとき。

当社がお客様に対し、第7項(2)に記載の最終旅行日程表と同様に規定するまでにお渡しできなかったとき。

当社らの責に帰すべき事由により契約書面に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能になったとき。

ウ. 当社は本項「(1)①ア、イ」により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き、払い戻しをいたします。取消料が申込金で賄えないときは、その差額を申し受けます。

取消日	取消料 (お一人様)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目(日帰り)にあたる10日前までにあたる営業日以降8日目にあたる営業日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる営業日以降2日目にあたる営業日まで	旅行代金の30%
旅行開始日の前日まで	旅行代金の40%
旅行開始日の当日	旅行代金の50%
旅行開始後又は無連絡不参加	旅行代金の100%

お申し込みいただく前に、本旅行条件書、及び各コース記載の募集要項や諸注意を必ずお読み下さい。

## 宿泊のみのプランの場合

取消日	取消料 (お一人様)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって5日目にあたる営業日以降4日目にあたる営業日まで	取り消し人員 14名以下は無料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目にあたる営業日以降前日にあたる営業日まで	取り消し人員 15名以下は旅行代金の20%
旅行開始当日	旅行代金の50%
旅行開始後又は無連絡不参加	旅行代金の100%

※営業日とは祝祭日を除いた月曜日から金曜日までの10:00から17:00までの当社の営業時間のことをいいます。お取消等のご連絡はこの時間を基準に日付を取りますので、ご注意ください。

## ②当社の解除権

ア.お客様が第8項に規定する期日までに旅行代金を支払われなかったときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、本項(1)の①のア)に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

イ.次の各項に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。

- お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていない事が明らかになったとき。
- お客様が病気その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
- お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
- お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき。
- スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
- 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

ウ.当社は本項「(1)の②のア)」により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払い戻しいたします。

## (2)旅行開始後の解除

### ①お客様の解除・払い戻し

ア.お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

イ.旅行開始後であっても、お客様の責に帰さない事由によりパンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなど当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分の費用を払い戻しいたします。

### ②当社の解除・払い戻し

ア.旅行開始後であっても、当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行一部を解除することがあります。

- お客様が病気その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
- お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従わない等、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により旅行の継続が不可能になったとき。

### イ.解除の効果及び払い戻し

本項「(2)の②のア)」に記載した事由でお客様又は当社が旅行契約を解除したときは、本項「(1)の①のア)」によりお客様が取消料を支払って旅行契約を解除するときを除き、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払戻します。

ウ.本項「(2)の②のア.、b.)により当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻すための必要な手配をいたします。

エ.当社が本項「(2)の②のア)」の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

### (3)旅行代金の払い戻しの時期

当社は第15項(2)(3)の規定により旅行代金を減額した場合又は「前項の規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しについては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額は旅行開始後の解除による払い戻しについてはパンフレットに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対して当該金額を払い戻しいたします。

(4)本項(3)の規定は、第21項(当社の責任)又は第23項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

## 17. 旅程管理

当社は、旅行の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努

力し、お客様に対し次に掲げる業務を行います。但し、当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合、この限りではありません。(1)お客様が旅行中旅行サービスを受けようとするとき、お客様と認められるときは旅行契約にしたがった旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。(2)本項(1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるをえないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

## 18. 当社の指示

お客様は、旅行開始後旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動していただくときは、自由行動期間を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

## 19. 添乗員

- 添乗員の同行の有無や、添乗員が同行する場合の同行区間はパンフレットに明示いたします。
- 添乗員の同行する旅行先には添乗員が、添乗員が同行しない旅行先については旅行先における現地係員が旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務及びその他当社が必要と認める業務の全部又は一部を行います。
- 添乗員が同行しない旅行先については、現地における当社の連絡係を最終旅行日程表に明示いたします。
- 添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。
- 添乗員は旅程管理に万全を尽くすため、お客様と同行させていただきます。なお、労働基準法の定めからも勤務中、一定の休憩時間を適宜取得させることが必要ですので、お客様各位のご理解とご高配をお願い申し上げます。

## 20. 当社の責任

(1)当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者(以下「手配代行者」といいます。)の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被らねた損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当社に通知があった場合に限りします。

(2)お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合は、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。ア.天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。イ.運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。ウ.官公署の命令、外国の出入国禁止、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止。エ.自由行動中の事故。オ.食中毒、火災、盗難。キ.運送機関の遅延・不通過・スケジュール変更・経路変更など。又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地的滞在時間の短縮。

(3)手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)の規定にかかわらず損害発生の日から起算して21日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額はお1人あたり最高15万円までといたします。

## 21. 特別補償

(1)当社は前項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規定により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被らねた一定の損害につきましては補償金及び見舞金を、また手荷物に対する損害につきましては損害賠償金を支払います。(2)お客様が募集型企画旅行参加中に被らねた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機)等搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運転中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運転が募集型企画旅行行程に含まれているときは、この限りではありません。

(3)当社は本項(1)に基づく補償金支払義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

## 22. お客様の責任

お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、又はお客様が当社約款等の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けず。

## 23. オプションツアー又は情報提供

(1)当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して当社が実施する募集型企画旅行(以下「当社募集型企画旅行のオプションツアー」といいます。)(第22項(特別補償)の運用については、当社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社企画・実施のオプションツアーは、パンフレット等で「企画・実施者:当社」と明示します。

(2)オプションツアーの企画・実施者が当社以外の現地法人である旨をパンフレットで明示した場合には、当社は、当該オプションツアー参加中のお客様に発生した第19項(特別補償)で規定する損害に対しては、当社は、同項の規定に基づき損害賠償金を支払います。また、当該オプションツアーの履行に係る企画・実施者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該オプションツアーが履行されている現地法人及び当該企画・実施者の定めに拠ります。

(3)当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中のお客様に発生した損害に対しては、当社は第19項の特別補償規定は適用しますが、それ以外の責任は負いません。

## 24. 旅程保証

(1)当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし、次の①・②・③で規定する変更を除きます)は、第9項で定める「旅行代金として表示した金額」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし当該変更については当社に第21項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかでない場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。

①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。但し、サービスの提供が行われていないにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。

ア.天災地変、戦乱、ウ.暴動、エ.官公署の命令。オ.運送・宿泊機関等のサービスの提供中止。カ.当初の運行計画によらない運送サービス提供。

キ.旅行参加者の生命又は身体の安全確保の為に必要な措置。

②第17項の規定に基づき旅行契約者が解除されたとき当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。

(2)本項(1)の規定に拘らず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第9項で定める「旅行代金として表示した金額」の15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。

当社が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額は1件につき下記の率×旅行代金	
	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
①契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれより下回った場合に限り)	1.0%	2.0%
④契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑧契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他客室の条件の変更	1.0%	2.0%
⑨上記①～⑧に掲げる変更のうち契約書面ツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1:1件とは、運送機関の場合1乗車船等毎に、宿泊機関の場合は1泊毎に、その他の旅行サービスの場合は1該当毎に1件とします。

注2:④または⑥に掲げる変更が1乗船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗船等又は1泊につき1変更として取り扱います。

注3:⑨に掲げる変更については、①～⑧の料率を適用せず、⑨の料率を適用します。

(3)当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品または旅行サービスの提供により補償を行うことがあります。

(4)当社が本項の規定により変更補償金を支払った後に、当該変更について第18項規定に基づく責任が明らかになった場合には、お客様が当該変更に係る変更補償金を返還していただきます。この場合当社は、第18項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償金とお客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額をお支払いします。

## 25. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件および旅行代金の基準はパンフレット等に基準日として明示したときとなります。《基準日》2020年6月

## 26. 個人情報等の取り扱い

当社は旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報(氏名、性別、住所、電話番号、年齢、生年月日、等)について、お客様との間の連絡のために利用させていただく他、お客様がお申し込みいただいた旅行における運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配のために、運送・宿泊機関等及び手配代行者に対し、必要な範囲内で提供させていただきます。

## 27. その他

- お客様が個人的な案内・買物等を添乗員に依頼することは原則お断りさせていただきます。仮にお受けした場合でも、それに伴う諸費用はお客様の負担となります。お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらはお客様にご負担いただきます。
- お客様の便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買物に際しましては、品物等の瑕疵の有無や料金などお客様の責任においてご購入下さい。
- 当社は払い戻しの場合も旅行の再実施はいたしません。
- 子ども代金を表示した場合は、旅行開始日当日を基準に満2才以上12才未満の方に適用いたします。幼児代金は旅行開始日当日を基準に、満2才未満で航空座席を使用しない方に適用します。

お申し込みいただく前に、本旅行条件書、及び各コース記載の募集要項や諸注意を必ずお読み下さい。